

／ 若狭町出身の学生の皆さん ／

# 若狭町へ帰ろう！

## 若狭町がみなさんの帰省費用を応援します



### 【補助金対象者】

・町外で居住かつ大学等に在学し大学等の就学以前に1年以上若狭町に住所を有していた方

(大学等：学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校(福井県嶺南地域の高等学校を除く))

### 【補助対象経費】

居住地から若狭町への帰省に要する経費であって、次のいずれかに該当するもの。

- 鉄道の運賃
- 旅客船の運賃
- 航空機の運賃
- 有料道路の料金
- 距離の乗合バスの運賃

### 【補助上限額】

1回5,000円

### 【交付回数】

1人4回まで／年度(4月分～3月分)

### 【申請方法】

町ホームページから、申請書をダウンロードし必要事項を記入・押印の上、下記必要書類を添付し、帰省日から30日以内に若狭町 総合政策課へ提出してください。(注) 3月帰省分については翌月の4月20日までに提出してください。

### 【必要書類】

- ①居住地(発)から若狭町(着)までの帰省にかかる交通費を支払ったことを証明できる書類  
※区間・日付・料金が確認できるもの  
(切符の写真等)  
※若狭町へ帰省したことが証明できない場合受付できない場合があります。  
(近江今津駅や敦賀駅等は可)
- ②学生証又は在学証明書の写し
- ③振込先口座がわかるものの写し

※②と③の書類は同年度2回目～4回目の申請においては省略可

若狭町HP ↓

